

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000823号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100026号

第1 結論

平成4年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月

私は、年金住宅融資を利用するにあたり、年金保険料の未納期間があると融資を受けられないと聞いたので、平成5年3月から同年7月までの間のどこかで、未納であった請求期間の国民年金保険料として9,700円をA社会保険事務所(当時)又はB市役所で納付し、平成6年4月から年金住宅融資を利用することができた。

請求期間が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る昭和63年9月25日から同年9月26日までの期間及び平成4年9月30日から同年10月1日までの期間における記録については、平成5年6月16日付で入力処理が行われており、請求者の国民年金手帳の記号番号は平成5年6月頃に払い出されたものと推認できることから、当該処理以降で請求者が国民年金保険料を納付したと主張する平成5年6月又は同年7月時点において、請求期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、請求者が主張する納付額は、当時の月額保険料と一致している。

また、請求者から提出された「貸付決定のご通知」により、年金住宅融資を行っていた年金福祉事業団(当時)から平成5年8月31日付けで年金住宅融資の貸付が決定されたことが確認できるところ、年金住宅融資の転貸を行っていた一般財団法人C(旧財団法人D)は、年金福祉事業団における貸付要件は、i)厚生年金保険の被保険者であった期間又は国民年金の被保険者であった期間(国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料の納付済期間に限る)が3年以上あること、ii)借入申込日の属する月の前月まで連続する24か月間が厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金の保険料納付済期間で満たされていることとされていることから、遡ってでも請求期間の国民年金保険料を納付したのではないかと推測する旨回答している。

さらに、一般財団法人Cから提供された請求者に係る「年金住宅資金借入申込書」によると、請求者の借入申込日は平成5年7月19日と記載されていることから、当該申込時点で上記要件iについては要件を満たしていたことがオンライン記録により確認できる上、上述のとおり平成5年8月31日付けで年金住宅融資の貸付が決定されたことを踏まえると、要件iiについても、要件を満たしていたものと考えられる。

これらのことから総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100179 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100027 号

第 1 結論

昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 6 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料は、私の祖母にお願いして納付してもらった。祖母から領収書を受け取って保管していたが、引越などで紛失してしまった。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、当初、国民年金の加入手続に係る時期及び場所について、昭和 61 年 12 月の会社退職後に、役所で加入手続を行ったと思う旨主張していたが、改めて聴取した際には、加入手続時期及び場所についてはよく覚えていない旨陳述しているところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、国民年金被保険者の資格取得日を昭和 61 年 12 月 15 日として昭和 62 年 9 月 7 日に入力処理されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたと推認できる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付してもらっていた祖母は既に亡くなっていると陳述しており、請求期間の納付状況等について確認できない上、請求者は、昭和 62 年 7 月の婚姻後に国民年金保険料に係る納付書を受け取った記憶はなく、遡って保険料を納付した記憶もない旨陳述している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100287 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100028 号

第 1 結論

昭和 59 年 * 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 * 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、当時交際していた妻から国民年金の加入を勧められ、20 歳となった昭和 59 年 * 月から結婚した昭和 60 年 8 月までの間に A 市役所本庁舎で加入手続を行い、本庁舎、郵便局又は B 信用金庫 (当時) で保険料を納付していたと思う。結婚を契機に国民年金を止める手続をした記憶もない。調査の上、記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳となった昭和 59 年 * 月から結婚した昭和 60 年 8 月までの間に国民年金の加入手続を行い、結婚後も、昭和 64 年 1 月に厚生年金保険に加入するまで、継続して保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者に係る A 市国民年金被保険者名簿には、請求者の国民年金被保険者資格の取得届受付日は、婚姻後の昭和 61 年 6 月 2 日と記載されており、請求者は、同年 6 月 2 日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、請求者の主張と相違する。

また、請求者の妻は、昭和 59 年 3 月から昭和 63 年 3 月まで厚生年金保険の被保険者であるところ、昭和 61 年 3 月以前においては、被用者年金各法の被保険者の配偶者は、本人の申出により国民年金の任意加入被保険者となることができたが、任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされており、制度上、請求者は、上記加入手続時点では、請求期間のうち昭和 60 年 8 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、遡って被保険者となることはできず、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、請求者は、20 歳前から A 市に居住していた旨陳述しているところ、請求者に係る A 市国民年金被保険者名簿には、20 歳となった昭和 59 年 * 月に国民年金の被保険者となり、結婚した昭和 60 年 8 月に資

格喪失していること、加入手続を行った昭和 61 年 6 月 2 日に当該記録に係る資格取得届及び資格喪失届が受付されていることが記載されていることから、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、請求者は、母親又は妻が納付していたかもしれない旨陳述しており、請求期間に係る保険料納付に関する記憶が明確でない上、請求者の母親は既に亡くなっており、当時の状況について聴取することができず、請求者の妻は、婚姻後の請求者の保険料について、基本的には自身又は請求者が納付していたと思うとしているものの、納付に関する具体的な記憶はない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。